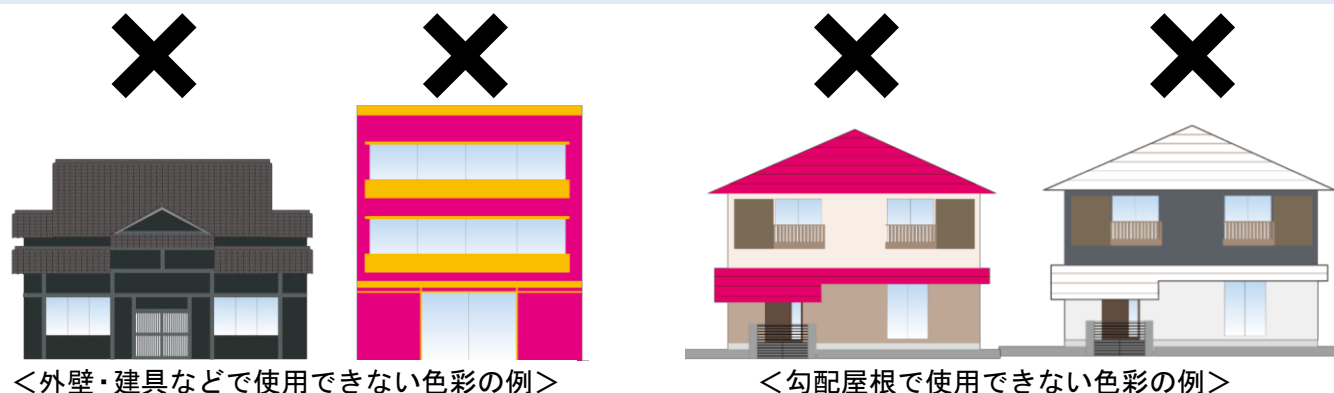


## 「柴又地域景観地区 運用基準」の概要

◎建築物に関する主なルール（第1～第3地区の共通ルール）つづき

周辺環境と調和したものとし、蛍光色のほか鮮やか過ぎる色、暗過ぎる色を使用しない。



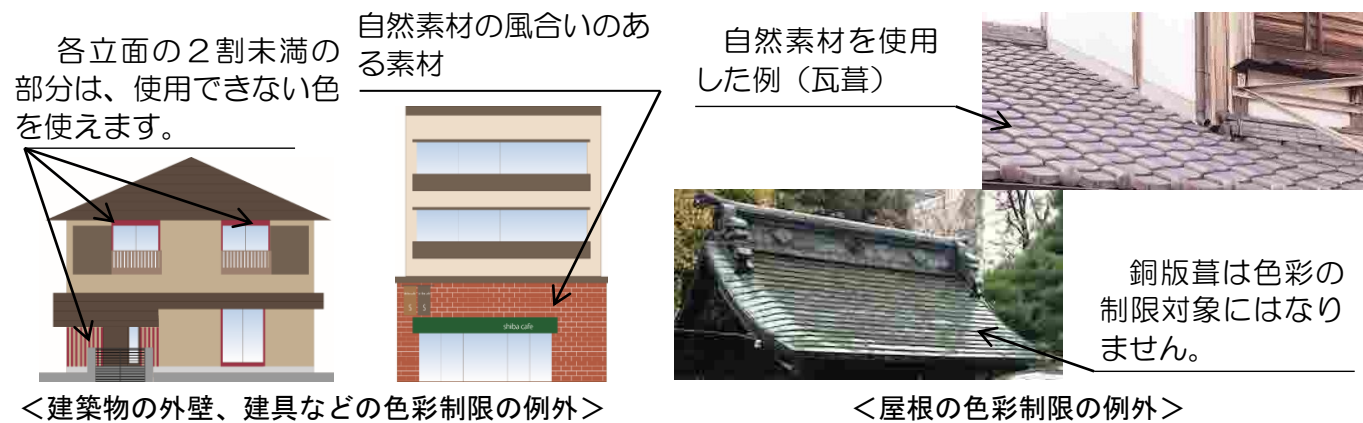
<外壁・建具などで使用できない色彩の例>

<勾配屋根で使用できない色彩の例>

### ●色彩制限の例外

建築物の外壁、建具など：各立面の2割未満の部分及び自然素材や自然素材の風合いのある素材を活かしたものは、制限対象にならない。

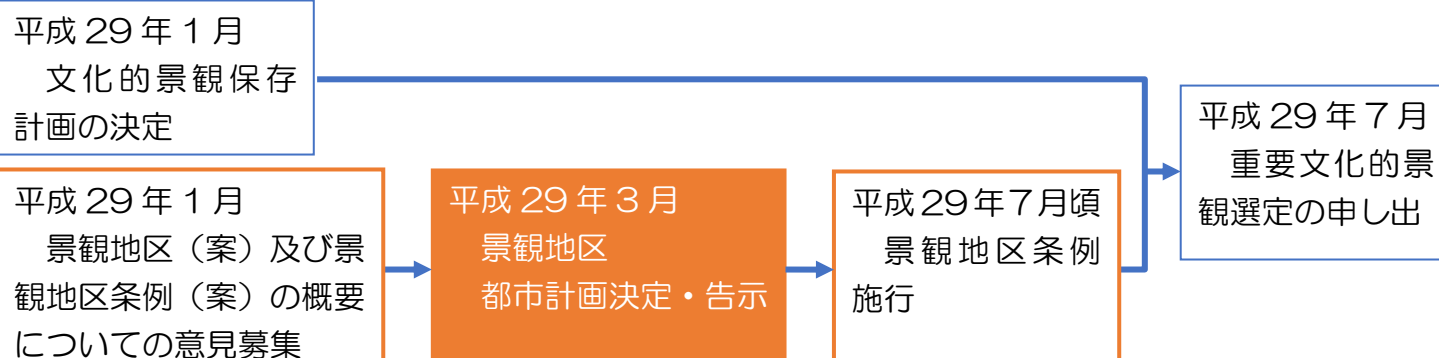
勾配屋根：銅版葺の場合は、制限対象にならない。



<建築物の外壁、建具などの色彩制限の例外>

<屋根の色彩制限の例外>

## 4 今後のスケジュール



「柴又地域文化的景観 まちづくりニュース」は、本号で終了となります。今後も、お気付きの点や心配な点等ございましたら、お手数ですが、どんなことでも下記担当までお寄せください。

葛飾柴又の文化的景観保存計画に関すること  
葛飾区 郷土と天文の博物館 担当 石橋・谷口  
〒125-0063 葛飾区白鳥 3-25-1  
電話：03-3838-1101

保存するためのルール（都市計画）に関すること  
葛飾区 都市整備部 調整課 担当 目黒  
〒124-8555 葛飾区立石 5-13-1  
電話：03-5654-8372

## 柴又地域文化的景観を「風景の国宝に」

# 柴又地域文化的景観 まちづくりニュース

第3号  
平成29年3月  
発行：葛飾区

## 1 葛飾柴又の文化的景観保存計画を決定しました

葛飾区は柴又地域文化的景観について、平成23年度から4年間調査を実施し、柴又地域の文化的景観がきわめて貴重であることを確認しました。

平成27年度からは、この価値や魅力を後世に引き継いでいくための方法や国に対する重要文化的景観選定申出の検討を進め、平成29年1月に、基本方針となる「葛飾柴又の文化的景観保存計画」を取りまとめました。

保存計画は、柴又地域文化的景観の価値や魅力を解説するとともに、その保存方針を示しています。

また、文化的景観を構成する様々な要素の中で、特に重要なもので、その所有者の同意を得られたものを「重要な構成要素」として掲載しています。

現在、同意取得を進めている最中ですので、今後さらにその数は増えていきます。

今回は、「重要な構成要素」の一部を紹介します。

### ①柴又地域の寺社

柴又地域は、彫刻の寺としても知られている帝釈天題経寺、柴又の鎮守八幡神社や古刹として知られる真勝院など、昔から寺社との繋がりが深く、現在もそれが維持され、柴又ならではのコミュニティが形成されています。境内の外観や敷地、社叢林、石碑・石造物等が保存対象となっています。

### ②帝釈天題経寺参道と店舗

帝釈天題経寺の門前として発展した街並みは、緩やかに湾曲する約200メートルの参道に面し、店頭対面販売形式の店舗が連続し、伝統的な情緒や雰囲気が継承されています。現在の参道の商いの風景が維持できるよう、店舗の外観や敷地形状などが保存対象となっています。

### ③柴又地域の旧家

柴又地域の旧家は、近世以降、主に農業を生業として地域を支え、柴又の寺社や年中行事を維持運営する主体となってきました。現在では、耕地面積は減じてしまいましたが、畑地や昔ながらの佇まいを残す旧家も多く見られます。建物の外観や敷地の形状、生垣や門などが保存対象となっています。

### ④矢切の渡し

矢切の渡しは、都内に唯一残る江戸川の渡し舟で、現在は観光用に運行されています。船着き場や運航機能の維持が保存対象となっています。



<帝釈天境内>



<帝釈天参道の店舗>



<柴又の鎮守八幡神社>



<旧家>

葛飾柴又の文化的景観に関する詳しい資料は、  
葛飾区郷土と文化の博物館ホームページでご覧になれます！  
葛飾区郷土と天文の博物館ホームページ <http://www.museum.city.katsushika.lg.jp/>

## 2 柴又地域景観地区を決定しました

区では、「葛飾柴又の文化的景観保存計画」の実効性を高めるため、建築物の外観、形態意匠、色彩に関するルールを定めた景観地区（案）を作成し、1月中旬から下旬にかけて意見募集を行い1通のご意見を頂きました。

先月28日、景観地区（案）及び頂いたご意見を葛飾区都市計画審議会に提出し、審議会の審議を経て、今月31日に「柴又地域景観地区」を決定し、告示します。

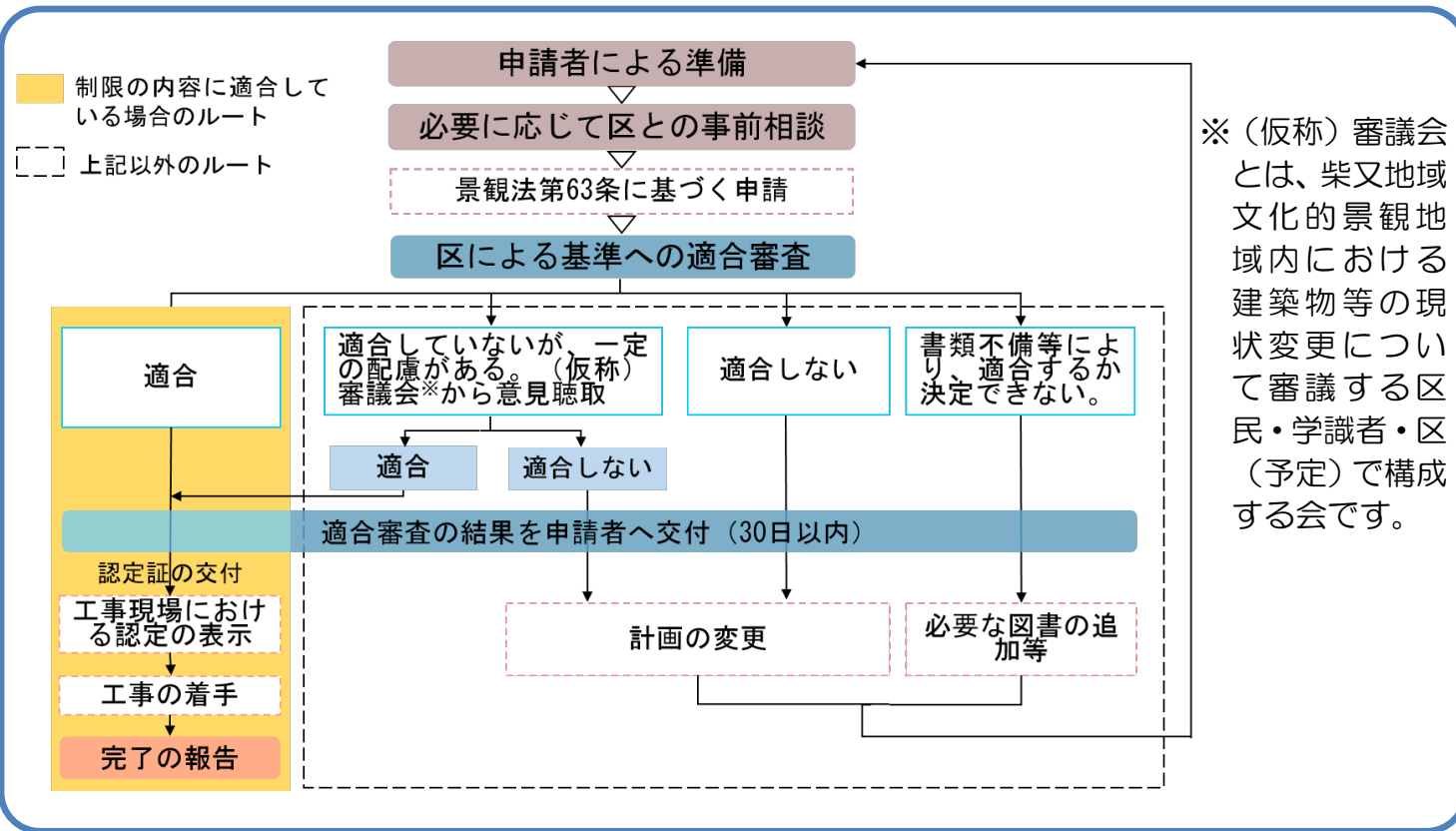
なお、景観地区が決まったからといって、今建っている建築物等をすぐに直してもらうということではありません。今後、建築物の新築、増築等のときにルールへの適合をお願いするものです。手続きの流れについては、「3 柴又地域景観地区のルールを守るための手続きについて」をご覧ください。

## 3 柴又地域景観地区のルールを守るための手続きについて

告示日より、対象区域内における建築物の次の行為は、区長への申請が必要となります。（下図参照）

□新築 □増築 □改築 □移転 □外観を変更することとなる修繕又は模様替え □色彩の変更

なお、柴又地域景観地区の内容や手続きの詳細等については、区ホームページからご覧になれます。



## 4 「柴又地域景観地区 運用基準」を作成しました

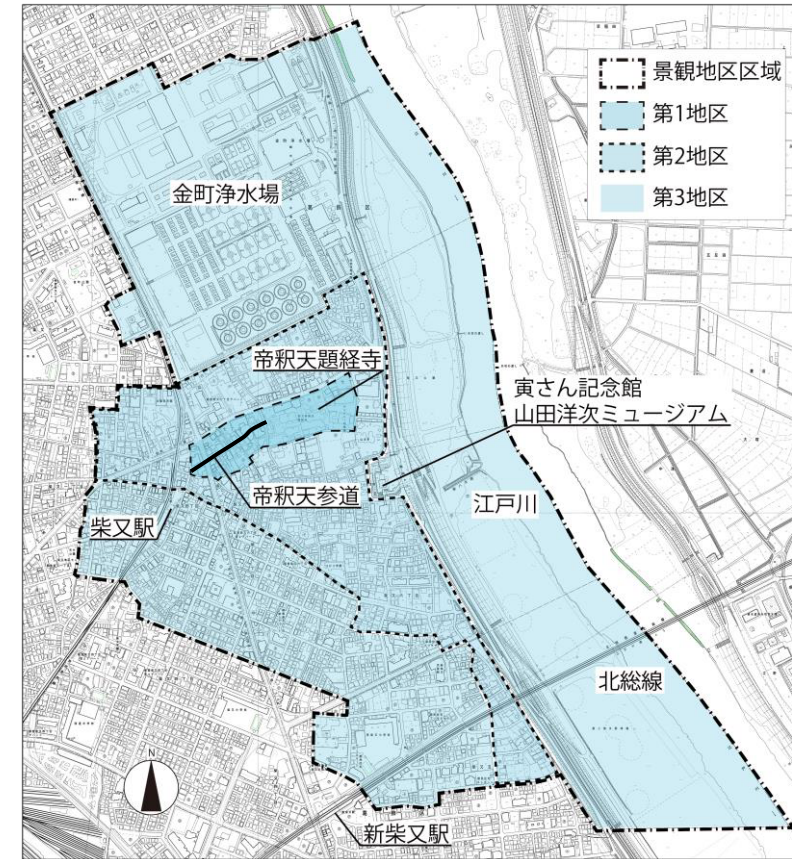
「柴又地域景観地区 運用基準」は、柴又地域景観地区で定めるルールを図や写真を交えて具体的に示すことにより、区民・事業者・区が柴又地域の景観についてイメージを共有し、景観地区の運用を円滑に進めていくことを目的としています。

「柴又地域景観地区 運用基準」の概要については、次頁以降をご覧ください。

なお、「柴又地域景観地区 運用基準」についても、区ホームページからご覧になれます。

## 「柴又地域景観地区 運用基準」の概要

### ● 景観地区の適用範囲 ●

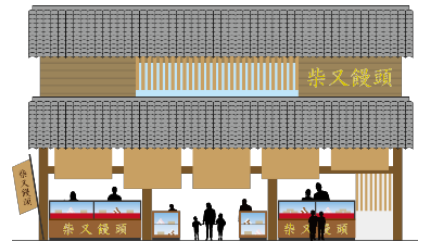


### ◎建築物に関する主なルール（第1地区のルール）

帝釈天境内は、邃溪園等の大樹に囲まれた緑豊かで開放的な景観の保全を図る。



参道に面する建築物の外観は、既存建築物の色彩を尊重するとともに、色彩を変更する場合は、淡い茶色系や灰色系の色を推奨する。



<推奨する色彩による建築物の外観の例>

### ◎建築物に関する主なルール（第1～第3地区の共通ルール）

緑化に努め、帝釈天の緑との調和を図る等、景観形成に配慮する。

<取り組み例>

- 敷地内に樹木等がある場合は、可能な限り保存し、修景に生かしましょう。
- 駐車場や自転車置き場を設ける場合は、道路から直接見えにくくなるよう周囲の緑化に努めましょう。



<帝釈天周辺の緑化例>

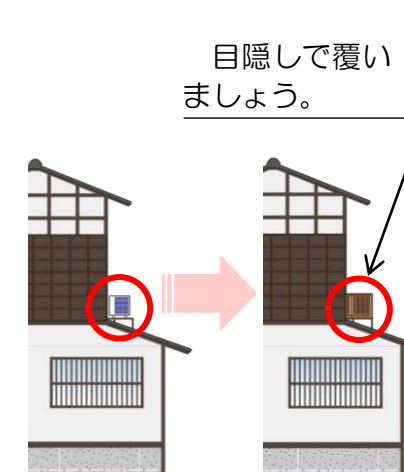


<駐車場を生垣で囲み、周辺の緑化へ配慮している例>

屋根、屋上部に設備等がある場合は、周囲からの見え方に配慮する。

<取り組み例1>

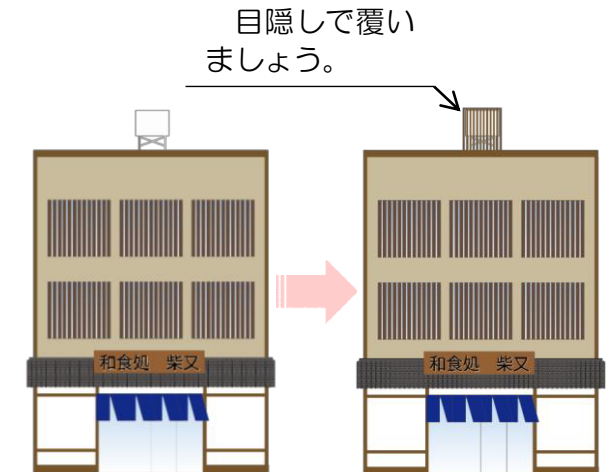
- 屋外設備機器は、極力参道から見えない位置へ設置するよう努めましょう。
- 参道に面して、設置せざるを得ない場合は、目隠しを行い、壁面や建具等と調和するよう努めましょう。



<屋外設備機器への配慮例>

<取り組み例2>

- 建築物等と一体的な印象となるよう、屋上設備等の目隠しを行い、壁面や建具等と調和するよう努めましょう。



<屋上設備等への配慮例>